

親族の同意書について

さいたま家庭裁判所

1 家庭裁判所は、ご本人の親族の意見を参考にして、後見等開始の手続を進めています。

(1) 親族の皆さんがこの申立てに賛成している場合、**申立時に同意書が揃っていると、手続は速やかに進みます。**

(2) 事情があつて同意書を得られなかった親族については、申立て時に提出していただく必要はありません。

2 同意書の必要な親族の範囲は、将来、ご本人の相続人となる方（推定相続人）で、概ね次のとおりです。

○ご本人の配偶者

○ご本人の子ども

○ご本人に子どもがいない場合は、ご本人の親

○ご本人に子どもも親もいない場合は、ご本人のきょうだい（きょうだいの方がお亡くなりになっているときには代襲相続人にあたる甥姪）

3 同意書と記入例の用紙は、**必要な人数分をコピーしてお使いください。**

4 **同意書を得られなかった推定相続人がいる場合は、申立事情説明書の1の(4)に記入**してください。

同意書

- 1 私は、本人（氏名 _____）の（続柄 _____）です。
- 2 私は、本人について後見、保佐又は補助が開始されることに同意します。
- 3 私は、候補者（氏名 _____）が、本人の成年後見人、保佐人又は
補助人となることに同意します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所 _____

氏名 _____ 印（押印忘れずに）

電話 _____

昼間の連絡先（携帯電話等） _____

この同意書を記入する親族の方へ

この書類は、申立人がご本人に関する「後見等開始事件」の申立てをする際、あらかじめ提出をお願いしているものです。申立ての内容に同意している場合、自筆で記入し、申立人にお渡しください。

なお、この書面は、当事者又は利害関係を疎明した第三者から申請があった場合、家庭裁判所の判断により、閲覧・コピーを許可することがあります。

また、後日、電話や書面で意向を確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

おって、家庭裁判所の判断により、専門職（弁護士、司法書士等）や、法律や福祉に関わる法人などを後見人等を選任することがあります。

記載例

同意書

1 私は、本人（氏名 **埼玉 花子** ）の（続柄 **弟** ）です。

本人から見た続柄（関係）を書いて下さい。

2 私は、本人について後見、保佐又は補助が開始されることに同意します。

3 私は、候補者（氏名 **浦和 太郎** ）が、本人の成年後見人、保佐人又は
申立書に記載する成年後見人等の候補者の氏名です。

補助人となることに同意します。

この同意書を書いた日

令和 年 月 日

印鑑は認印でかまいません。

住所 _____

氏名 _____

電話 _____

屋間の連絡先（携帯電話等） _____

印（押印忘れずに）

この同意書を記入する親族の方へ

この書類は、申立人がご本人に関する「後見等開始事件」の申立てをする際、あらかじめ提出をお願いしているものです。申立ての内容に同意している場合、自筆で記入し、申立人にお渡しください。

なお、この書面は、当事者又は利害関係を疎明した第三者から申請があった場合、家庭裁判所の判断により、閲覧・コピーを許可することがあります。

また、後日、電話や書面で意向を確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

おって、家庭裁判所の判断により、専門職（弁護士、司法書士等）や、法律や福祉に関わる法人などを後見人等に選任することがあります。